



光市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年度定期監査指摘事項に対する改善措置を別紙のとおり公表する。

令和4年6月27日

光市監査委員 松 本 利 幸

同 河 村 龍 男



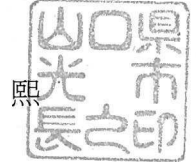
光 総 第 6 8 号

令 和 4 年 6 月 9 日

光市監査委員 松本 利幸 様

光市監査委員 河村 龍男 様

光市長 市 川



令和3年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

令和4年5月19日付け光監委第15号で報告のありました標記の件について、別紙のとおり通知します。



令和3年度定期監査に基づく是正、改善等の措置について

令和4年度から次の改善等を実施します。

1 公営住宅使用料の債権管理について

住宅使用料の過年度未収分のうち、時効期間が経過していても、入居者及び連帯保証人が共に死亡、所在不明等により、時効の援用の意思表示が困難なものについては時効の効力が発生しないため、不納欠損処分が行えず、徴収の可能性が極めて低い債権が累積することになる。この状況を解決するためには、債務者（家賃滞納者等）による時効の援用なしに債権を消滅させる必要がある。

本件債権については、平成27年度定期監査においても、「いたずらに債権として管理することなく、所定の手続きによる債権放棄の実行も含めて早期の債権整理対策を取られるよう」指摘したのに対し、「全庁的な課題として判例、先進事例等を十分研究する」旨の是正改善措置の回答を得たところであるが、その後の取り組みが不明瞭なまま現在に至っている。

現状、不納欠損処理として、地方自治法第96条第1項第10号により議会の議決を経て債権を放棄する、又は地方自治法施行令第171条の7による債務の免除を行う方法があるが、例えば、債権の取扱いを規定する条例の制定も含めた客観的かつ合理的な処理方法の検討及び実施に必要な措置を講じられたい。

住宅使用料の過年度未収分は再度整理し、徴収が不可能と判断される債権については、議会の議決を得て、必要な措置を講じます。

2 総合体育館使用料・大和総合運動公園使用料について

各施設の使用許可申請の手続き等を確認したところ、使用申請日や使用を許可した日より前に施設を使用していたり、申請書に記載の無い設備や備品を使用していたりするなど、申請書の内容に不正確なものが数件認められた。

使用許可申請書は、本市に収入されるべき使用料算定根拠でもあることから、その内容は適切に精査できるよう正確に記載されるべきものである。書類受領時にはよく検収し、不備があれば補正指導されたい。

光市公の施設モニタリング実施要領によれば、指定管理者は所管課への業務の履行報告を行い、所管課はその報告内容が条例、規則、協定等に従って、適切かつ確実に実施されているかモニタリングを行うとともに、必要に応じて改善指示を実施することとなっている。所管課は、今一度、当該実施要領を理解し、適正サービスの継続的・安定的提供の確保に向けた必要十分な状況把握や指導・助言を行われたい。

使用申請日や使用許可日等の誤記載については、市の歳入として正確かつ適正に処理されるべきものであることから、収納業務に従事する（公財）光市スポーツ振興会に対し、書類受領時の適正な処理を指導します。

また、施設のモニタリング実施要領を再確認し、指定管理者の業務内容の把握に努め、サービスの向上及び安心安全な公共施設の提供を図るため、適切な指導・助言を行います。

3 最後に

今回監査の対象とならなかった所管を含め、改めて使用料の徴収や減免等に係る事務手続きの現状を把握されるとともに、事務処理上のリスクを回避するため、業務プロセスの要所で確実にチェックする方法を組み込むなど、必要に応じて改善を行われ、より一層適切な収入の事務手続きが図られるよう要望するものである。

歳入も含めた予算執行に当たっては、毎年度末に留意事項を各所管に通知しており、当該通知に自己チェックシート等を添付するなど、全庁的な事務の適正化を図ってきたところです。

一方で、個別具体的な事務手続きに当たっては、使用料を徴収し、又は減免する各課においてそれぞれ根拠となる条例や施行規則を確認の上、実施することが重要であることから、引き続き、適切な事務手続きが図られるよう、各所管に対する指導を行います。